

電気通信大学 平成17年度シラバス

授業科目名	特許管理		
英文授業科目名	Patent Management		
開講年度	2005年度	開講年次	3、4年次
開講学期	6、8学期	開講コース・課程	昼間コース
授業の方法		単位数	2
科目区分	総合文化科目-上級科目-上級講義		
開講学科・専攻	情報通信工学科 情報工学科 電子工学科 量子・物質工学科 知能機械工学科 システム工学科 人間コミュニケーション学科		
担当教官名	山川 茂樹		
居室	非常勤講師		

公開E-Mail	授業関連Webページ
shigeki.yamakawa@nifty.com	

<p>【主題および達成目標】</p> <p>(a) 社会経済環境が大きく変化する今日、我が国は、知的財産の創造、保護および活用を通じて活力ある経済社会を実現する「知的財産立国」を目指さなければならない。</p> <p>中でも特許制度は、自国の産業の発展を目的として、新しい技術を公開した者にその代償として特許権という独占的な権利を付与する、いわば'GIVE AND TAKE'の制度である。特許権は知的活動の産物である「発明」の専有を認める権利であり、特許権の正当な行使による市場の独占は独占禁止法の適用外とされている。このため、企業は利潤追求の手段として特許権を利用しようとする。どのようにすれば優れた発明が生まれるか、これをどのように権利化し、これをどのように企業間の競争の武器に仕立て上げるか。これがいわゆる「特許管理」である。</p> <p>(b) 本科目では産業財産権制度のうち、特許を中心に、その基礎を学ぶとともに、社会経済活動との関わりについて考える。</p>

<p>【前もって履修しておくべき科目】</p> <p>なし</p>

<p>【前もって履修しておくことが望ましい科目】</p> <p>法学、特に民法、経済学、政治学</p>

【教科書等】

特に教科書は指定しない。

参考書として例えば次のものがあげられる。

- ・特許庁「産業財産権標準テキスト 特許編」，発明協会
- ・高林 龍著「標準特許法」，有斐閣
- ・土肥一史著「知的財産法入門」，中央経済社
- ・吉藤幸朔著・熊谷健一補訂「特許法概説」，有斐閣
- ・特許庁編「工業所有権法逐条解説」，発明協会

【授業内容とその進め方】

以下の項目に沿って、特許を中心とする産業財産権制度について現実の社会経済活動の視点を踏まえて講義する。

単なる法制度の説明に終始することなく、現実の社会経済活動の視点を踏まえた内容となるよう心掛けるつもりである。また、最近の話題も適宜取り上げたい。

- 1．特許制度の意義
- 2．特許を受けることができる発明
 - 2.1. 特許法上の発明
 - 2.2. 特許要件
- 3．特許を受けることができる者
 - 3.1. 特許を受ける権利
 - 3.2. 先願主義と先発明主義
- 4．職務発明
- 5．特許を受けるための手続
 - 5.1. 特許請求の範囲と明細書
 - 5.2. 審査主義と無審査主義
- 6．特許権
 - 6.1. 特許権の効力
 - 6.2. 特許権の効力の制限
- 7．特許権侵害
 - 7.1. 差止請求権
 - 7.2. 損害賠償請求権
- 8．企業における特許管理と特許戦略
- 9．特許制度における国際調和
- 10．商標とは（商標の機能／商標制度の意義）

電気通信大学 平成17年度シラバス

【成績評価方法及び評価基準(最低達成基準を含む)】

- (1) 学期末の筆記試験の結果により評価する。出席の点呼は原則として行わない。
- (2) 筆記試験では、主として各種知的所有権の保護対象、権利の成立および権利の性質(保護の内容)に関して、
 - (a) 講義の中で説明した基礎的な概念を正しく理解しているか
 - (b) 法律の規定に基づいて事例の分析・判断ができるか等を基準に出題、採点を行う。
- (3) 筆記試験においては、ノート等の持ち込みは認めない。

【オフィスアワー：授業相談】

特に設けない。質問等はメールで受け付ける。

【学生へのメッセージ】

今や知的財産に関する基本的な理解は社会人としての常識となりつつある。限られた時間内ではすべてのトピックを網羅することは不可能であるが、知的財産に対する基礎的な理解を身につける一助にしたい。

【その他】